

序章 計画の策定（改定）にあたって

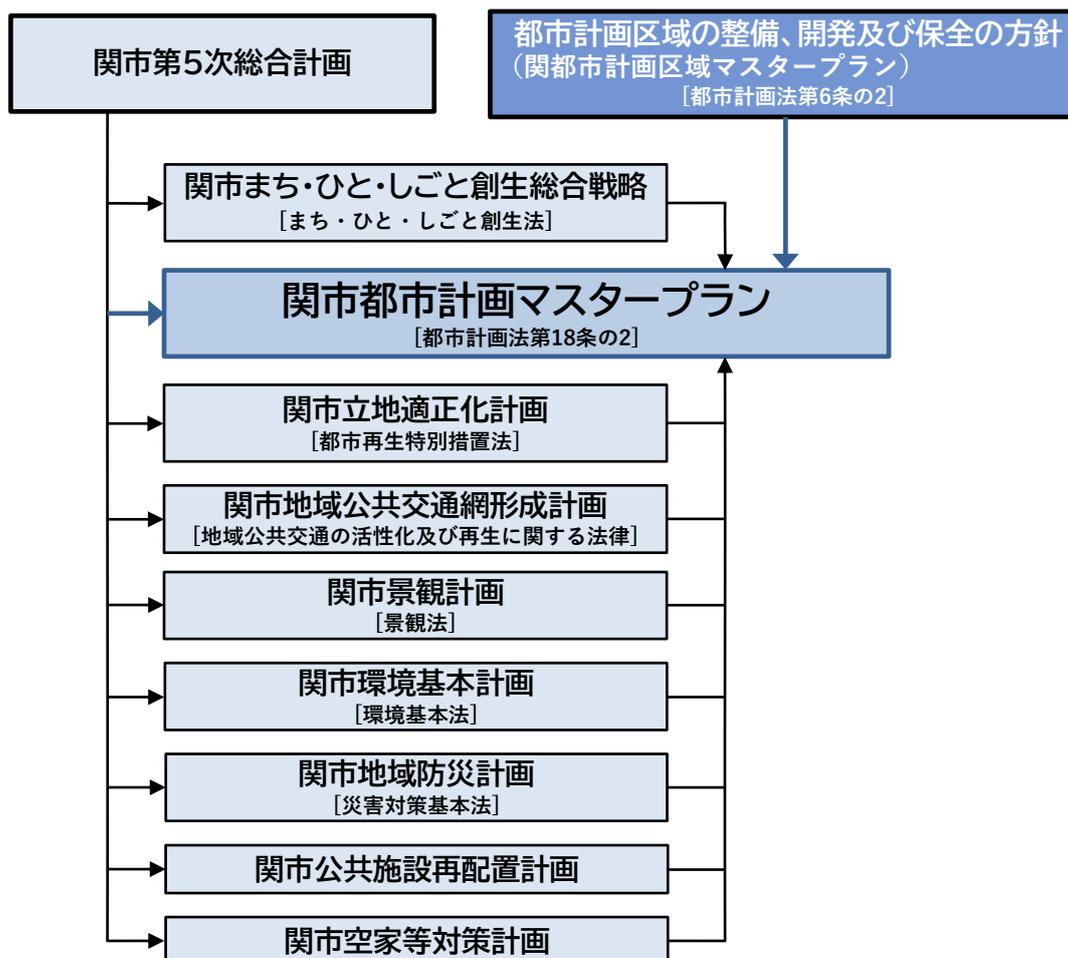
序-1. 計画の概要

序-1-1. 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即して定めることが必要とされています。

序-1-2. 計画の位置づけ

関市都市計画マスタープラン（以降、「本計画」といいます。）は、関市（以降、「本市」といいます。）の最上位計画である「関市第 5 次総合計画」に掲げる目標の実現に向け、関連計画との方針や施策の整合を図りながら、都市の将来像や都市整備等の基本的な方針を明らかにし、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。



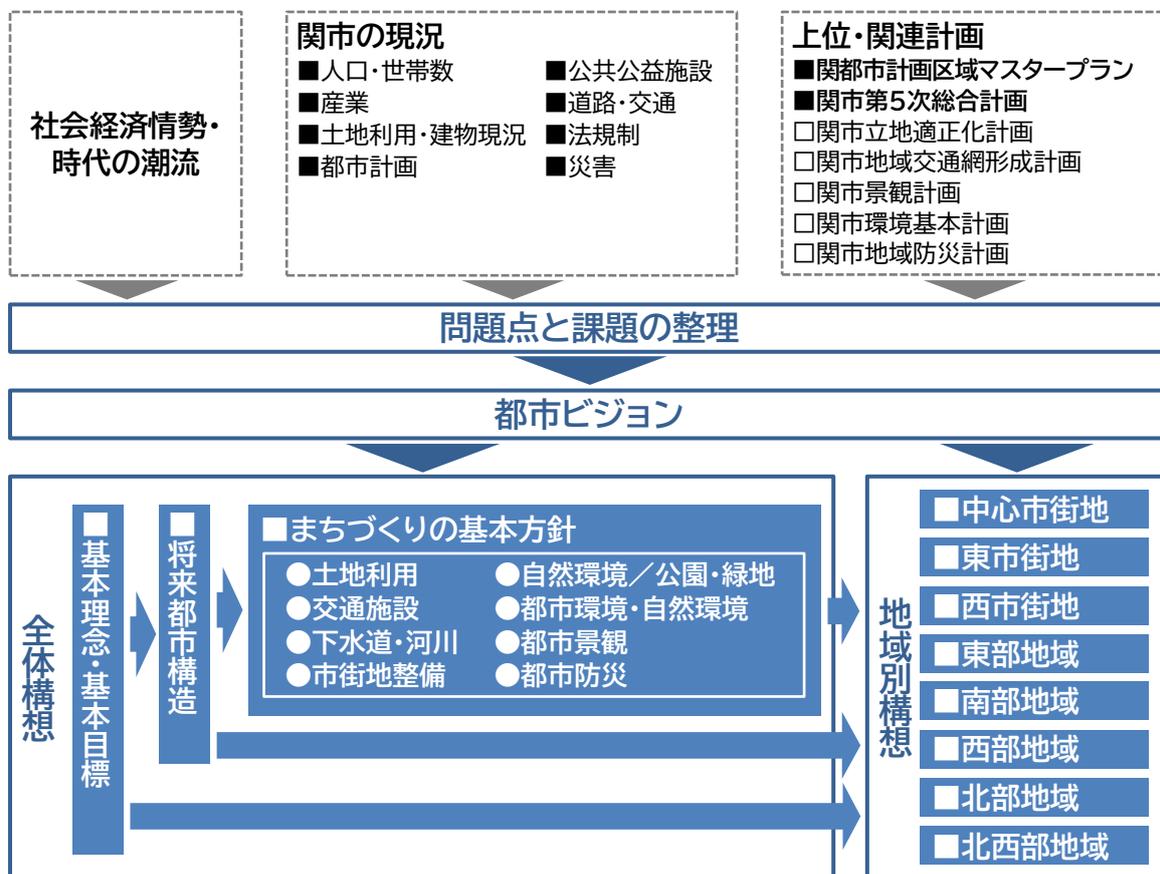
序-1-3. 関市都市計画マスタープランの改定の趣旨

本計画の改定は、平成 23(2011)年 3 月に平成 32(2020)年度を目標年次として改定した「関市都市計画マスタープラン」について、本市の現状や現在までの社会経済情勢の変化や時代の潮流、新たな上位計画等との整合性の確保を踏まえて見直し、令和 12(2030)年までの 10 年間のまちづくりの方向性を定めることを趣旨とするものです。



序-1-4. 計画の構成

本計画は、前提となる本市の現況特性と上位・関連計画、社会経済情勢や時代の潮流を踏まえ、まちづくりの問題点と課題を整理し、都市ビジョンを描き、その実現に向けた基本的な方針（全体構想、地域別構想）の設定で構成します。



序-1-5. 計画改定の背景

(1) 社会経済情勢・時代の潮流

「関市都市計画マスタープラン」を改定するにあたり、踏まえておくべき時代の潮流を整理し、本市の都市・まちづくりに反映させます。

■ 生産人口減少、長寿社会の進展

我が国の人口は平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少に転じており、特に生産年齢人口(15～64歳)の減少による労働力不足が社会的な問題となっています。さらに、令和12(2030)年には老年人口(65歳以上)の割合が3割を超える見通しであり、国として高齢者が意欲や能力に応じて力を発揮できる長寿社会の実現が求められます。

■ 経済活動のグローバル化と大交流時代の進展

コロナ禍^{※1}において国境を越えた人材や労働力の往来は一時的に停滞するものの、経済活動のグローバル化・国際化の潮流は続くものと考えられ、財・サービスの流入を促し、ヒト・モノの交流を再活性化させ、持続的な成長を維持させる都市づくりが求められます。

■ 働き手・働き方の多様化

少子高齢化の進行と人口減少による社会の活力低下に対し、時間や場所によらない柔軟な働き方の導入や、ワークライフバランス^{※2}の促進など、働き手や働き方の多様化が進むものと予想され、性別・年齢に関わりなく希望する人が働ける環境整備が求められます。

■ ソーシャル・キャピタル^{※3}の育成と活用

少子化や単身世帯の増加、生活様式の都市化とともに地縁的つながりが希薄になるなか、地域防災力の強化に向けた共助の構築や、良好な都市環境・都市景観の形成等、誰もが参加でき、地域を支える新たな社会的繋がりや協調行動の基盤となる人間関係の構築が求められます。

■ 自然災害に対応した防災・減災と国土強靱化

この地域で発生が懸念される南海トラフ地震をはじめ、近年頻発している巨大台風やゲリラ豪雨などの自然災害の激甚化に対し、国土強靱化や防災・減災に資する都市構造の改善と施設整備が課題となっており、安全安心な暮らしの確保に向けた都市づくりが求められます。



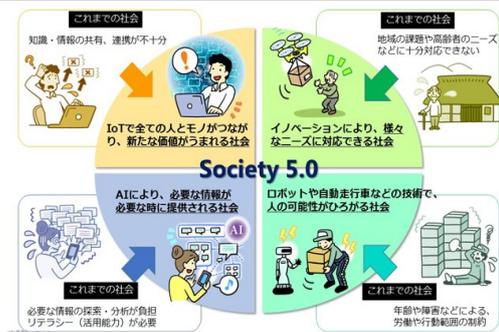
平成30年7月豪雨

■ 地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化

近年の地球規模での気候変動については、太陽活動の影響などの自然的要因とともに、化石燃料の消費による二酸化炭素濃度の増加といった人為的な要因が考えられ、資源・エネルギーの消費量を抑えた環境にやさしい都市づくりが求められます。

■ Society5.0^{※4}の到来とICT^{※5}技術を活用した社会変革

IoT^{※6}やロボット、AI、ビッグデータ^{※7}等が産業だけでなく生活空間にも取り入れられつつあります。必要な情報が必要時に提供・活用される時代の到来によって、暮らしや働き方、価値観、生活行動や都市活動が大きく変化した未来が予想され、都市空間・機能や様々な公共サービスが新たな変革に対応した超スマート社会の実現が求められます。



Society5.0 で実現する社会(内閣府)

■ 公民連携、民間資本・ノウハウの導入

地方財政や行政への人材確保が厳しくなるなか、都市に対するニーズを的確に捉え、公的なサービスを提供・維持する手法として、官民の役割分担の見直しと、都市づくりへの民間の資金やノウハウの積極的な活用が求められます。

■ SDGs(持続可能な開発目標)^{※8}の達成

平成27(2015)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であるSDGsは、世界共通の理念に基づき令和12(2030)年までに達成すべき17のゴールを掲げており、本市のまちづくりにおいても、SDGsの達成に向けた取り組みが求められます。



- ※1 令和元(2019)年末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による危機的・災厄的な状況
- ※2 「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動など「仕事以外の生活」の両方を充実させる働き方
- ※3 地域等において協調行動でつくられる社会的つながり
- ※4 超スマート社会。サイバー空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会
- ※5 情報通信技術(Information and Communication Technology)
- ※6 ヒトを介さずあらゆるモノがインターネットに接続すること(Internet of Things)
- ※7 従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群(出典:IT用語辞典)
- ※8 「誰一人取り残さない」という考え方のもと、人種や性別、地域などを超えて地球上のみんながそろって幸せになることを目指す国連の目標

(2) 都市計画に係る法律・制度等の制定、改正

前回の改定以降、まち・ひと・しごと創生法の制定や都市再生特別措置法の改正が行われており、今回の改定に際し、関連する内容を都市・まちづくりの施策に反映させます。

時 点	法律・制度	内 容
H26年5月 (2014)	都市再生特別措置法の改正 (立地適正化計画制度の創設)	コンパクトな都市構造の形成に向け、従来の都市計画法に基づく土地利用の誘導に加え、居住や都市機能の誘導を推進
H26年11月 (2014)	まち・ひと・しごと創生法の制定	東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持する
H28年6月 (2016)	都市再生特別措置法の改正 (国際ビジネス環境・生活環境の整備)	国際ビジネス環境・生活環境の整備
H29年5月 (2017)	都市緑地法等改正	生産緑地の規模引き下げ等
H30年4月 (2018)	都市再生特別措置法の改正 (都市のスポンジ化対策)	利用権設定計画制度(地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権に拘らず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画)の創設
R2年2月 (2020)	都市再生特別措置法の改正 (安全で魅力的なまちづくりを推進)	災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出等

※本市の都市計画に関係ない制度等(グレー文字)を含む。

